

〈事務局たたき台〉 第四期長期計画・調整計画の実績と評価(事務局評価)

第四期長期計画・調整計画は、5つの分野、43の基本施策に基づいた取組みを行ってきました。基本施策ごとの取組み実績は以下のとおりです。

I 健康・福祉

この分野では、6つの基本施策による取組みを行いました。

1 健康で暮らしつづけるための施策

市では、平成21年度を初年度とする、武蔵野市健康福祉総合計画を策定しました。この計画により、すでに一体的に策定していた高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画に新たに健康推進計画も加え、福祉施策及び健康施策を総合的な視点から推進する基盤が整えられました。

平成20年度よりスタートした特定健康診査・特定保健指導への取組みなどにより、市民の健康に対する意識は高まったと言えます。市では、特定健康診査の法定項目以外の検査の上乗せ実施や、予防・啓発の目的から若年層健康診査(30～39歳対象)を実施しました。また、健康づくり支援センターによる出前講座、妊婦健康診査における公費負担の拡充、女性特有のがん検診(乳がん・子宮頸がん)事業の充実など、市民が健康に暮らし続けられるよう、取組みを充実しました。

2 就労・自立支援と社会参加の推進

障害者就労支援センターあいるでは、障害者の一般就労を総合的に支援し、平成20・21年度の2年間で75名が就職しました。あいるを中心に、地域のハローワーク、特別支援学校、就労支援事業所など関係機関が連携を深めています。

このほかにも、シルバー人材センターによる高齢者の就労支援や、社会活動センターによる高齢者の趣味・文化活動の推進、中途障害者デイサービス事業の開始など、高齢者や障害者が地域で生き生きと生活していくために、就労支援や社会参加の取組みを充実することができました。

今後ますます高齢社会が進展する状況の中で、社会参加の推進は重要性を増してきています。分野を越えた連携を深め、市民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるよう、取り組んでいく必要があります。

3 地域で支え合う福祉のまちづくり

地域福祉活動の中心となる武蔵野市民社会福祉協議会との連携を図りながら、ボランティア団体、地域福祉活動推進協議会(地域社協)の活動を支援しました。

また、市内7箇所にあるテンミリオンハウスや、移送サービス（レモンキャブ）などの活動を充実し、高齢者等が気軽に集える場の提供、外出支援を積極的に行いました。

一人暮らし高齢者などの災害時に支援を必要とする市民を地域で支えるため、災害時要援護者避難支援事業の取組みを拡充しています。平成23年度中には全市域で実施する予定であり、地域社協、民生委員、在宅介護支援センター等の協力のもと、安全・安心のための地域ネットワーク形成の一助となっています。

このような取組みを通じて、市民が互いに地域で支えあう風土の醸成が進んだと言えます。

しかし一方では、災害時要援護者避難支援事業への取組みを通じて、支援者等担い手となる方の後継者不足が明らかになるなど、地域が抱える課題も表面化してきました。今後、課題の解決に向け取組んでいくことが必要です。

4 安心して暮らせるまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で、ライフスタイルに応じた生活を安心して続けられるよう、あらゆる組織、人が連携して支援を行っていく、そのような地域リハビリテーションの実現に向けて、脳卒中パスや就学支援シートなどのツールを活用した医療機関との連携、幼稚園や保育園と学校との連携などを進めました。この取組みは、法体系に基づくこれまでの縦割りの支援を横断的につなぐ試みです。市民の生活を総合的に支援していくため、引き続き実現に向けた組織間の連携を進めていく必要があります。

認知症高齢者施策についてもこの間積極的に取り組みました。介護者である家族等の支援を目的とした相談事業や認知症高齢者見守り支援事業などを実施したほか、市民を啓発し、地域で支えることを目的とした認知症サポーター養成講座、認知症を知る月間など、取組みを充実しました。

在宅介護支援センターと地域包括支援センターについては、その役割を整理し、地域包括支援センター(委託)を平成21年7月に市役所内1ヶ所(直営)に統合しました。ケアマネジャー研修センターを直営化し、地域包括支援センターと一体的にケアマネジャーを支援していきます。

また、虐待防止についての取組みも強化しました。高齢者・障害者用の虐待防止チェックリストを民生委員等に配布したほか、重度訪問介護対象者への定期的な確認、高齢者の緊急一時保護施設の確保など、虐待を未然に防ぐとともに、緊急性の高い事例を早期に発見・対処できるよう体制を整備しました。

そのほか、「地域療育相談室ハビット」を中心とした療育支援体制の充実や、小児の支援機関として「みどりの子ども館」を開設するなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取組みを着実に進めました。

5 サービスの質の向上と利用者の保護

平成 12 年度から始まった介護保険制度の保険者として、市ではケアマネジャーを対象とした事例検討会や各種研修会の実施、介護サービス事業者を対象とした連絡会議や実地指導の実施、また認定調査員研修会の実施など、介護サービスの質の向上に向けた取組みを図りました。

また、権利擁護事業及び成年後見制度について、これまで利用実績のなかった成年後見報酬費用助成制度を廃止し、(財)武蔵野市福祉公社による取組みを進めました。福祉公社が成年後見人となっている方がこの 5 年間で 26 名増えるなど、市民の権利を守るセーフティネットとして機能していると言えます。引き続き、潜在的ニーズの把握に努め、支援を続けていくことが必要です。

6 サービス基盤の整備

福祉サービスを提供する基盤の整備も着実に進めました。

高齢者施設の整備では、平成 22 年度に特別養護老人ホーム「さくらえん」、老人保健施設「あんず苑アネックス」を開設しました。

障害者施設の整備では、平成 20 年度に障害者ショートステイ施設「井の頭はうす」を開設し、これで三駅圏にショートステイ施設の整備が完了したことになります。

また、障害者福祉センター内にあった小規模作業所を平成 21 年度末で閉所し、新たにニーズに即した児童デイサービス、障害児学童クラブおよび生活リハビリサポートすばるを開所しました。

このほか、人材の育成にも取り組みました。ガイドヘルパー、精神障害者ヘルパー、ホームヘルパー 2 級などの養成研修、及びフォローアップ研修を実施し、高齢者や障害者の介護者の育成に努めました。

この間、施設整備や人材育成を通じてサービス基盤を拡充し、充実してきましたが、一方でくぬぎ園などの施設は老朽化が進んでいます。福祉施設のあり方をどのように考えていくのか、今後の課題となっています。

II 子ども・教育

この分野では、6 つの基本施策による取組みを行いました。

1 子育て支援施策の総合的推進

急速な少子化や都市化の進展、核家族化や近隣関係の希薄化が進行する中で、子育て家庭の孤立や、親の子育てに対する不安感、負担感が高まっています。子育て家庭が地域で安心して子育てを行っていくことができるよう、様々な支援を行いました。

子育て SOS 支援センターによる児童虐待や養育困難家庭への支援、子育てに関する相

談支援を充実したほか、全市域の子ども育成活動全般を支える機関として、一般財団法人子ども協会を設立しました。

地域で子育て家庭を支える、共助のネットワークづくりを推進するため、平成 19 年度に市内に子育て支援担当を設置し、市の子育て支援事業や自主グループ・地域福祉の会等の活動を横断的に支援したほか、コミセン親子ひろば事業や保育園での子育て支援事業を拡充しました。

保育園への入所を希望する世帯は増加しています。待機児童の解消を図るため、この間認可保育所 1 園、認証保育所 4 園を新設、家庭福祉員も 3 名増員しました。

公立保育園については、設置運営形態を検証・検討した結果、全 9 園のうち 5 園を段階的に一般財団法人武蔵野市子ども協会に移管していくことを決定しました。また一時保育や産前産後支援ヘルパー等、様々な主体による保育サービスを展開しました。

このほかにも、乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成を拡充し、乳幼児、小・中学生の保険診療自己負担分を全額無料化するなど、多方面から子育て家庭の支援を充実しました。

このように、子育て支援施策を積極的に行ってききましたが、保育園の待機児童数については引き続き増加傾向にあります。国が検討している少子化対策の動向も見極めながら、引き続き保育サービスの充実を行っていく必要があります。

2 親子のふれあいと家庭への啓発

自然体験を通じて親子がふれあう機会として、親子柵田体験や鳥取県家族ふれあい長期自然体験などの事業を実施しました。

また、子育ての楽しさを体感することを目的とした「子育ては楽しキャンペーン事業」では、平成 21 年度から新規でフォト講座を実施しました。この事業は父親の子育て参画のきっかけにもなっています。

家庭への啓発事業として、「子どもの食環境に関するキャンペーン」を引き続き実施するとともに、保育園や学校給食の献立を通じた食に関する知識の啓発も行いました。

3 子育て支援施設の整備

認可保育所や認証保育所の整備は先に触れましたが、そのほか、既存施設の再整備についても検討しました。

桜堤児童館は、児童館、0123施設、地域子ども館のそれぞれの役割を整理した後、0123施設に転用する方向で、西部地域の子育て支援施設の再編とともに検討する旨、第三次子どもプランで方向性を示しました。

市立境幼稚園は、これを発展的に解消し、認定こども園「境こども園（仮称）」を平成 25 年度に新設することといたしました。保育園待機児童の解消を目指すとともに、幼児教育も継続して行っていきます。

泉幼稚園跡地利用のあり方については、平成 20 年度から「泉幼稚園跡地利用検討委員会」を設置し、地域 3 コミセンで構成する「泉幼稚園跡地利用を考える会実行委員会」との協議を行いました。今後、市全体の公共施設のあり方の検討を踏まえながら、その活用について検討していくことになります。

4 学校教育の充実

教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、これに伴い一連の教育改革が国主導のもとで行われました。全国学力テストの実施や学習指導要領の改訂、ゆとり教育からの転換などに対応しながら、本市の子どもたちにとって魅力ある学校教育の実践に取り組みました。

セカンドスクール等の自然体験活動、読書の動機付け指導や図書室サポーターの活用による読書活動の推進、学習指導員やティーチングアシスタントの配置による個に応じたきめ細かい指導の充実など、特色ある教育活動を実践するとともに、学校の教育力向上のため、教員研修の充実、教育アドバイザーによる学校支援体制の充実を図りました。

また、チャレンジルーム、教育支援センターの機能充実をはじめ、専門家スタッフ派遣や特別支援教室の設置など、児童・生徒に対するサポート制度、相談機能も充実いたしました。

そのほか、学校施設の耐震化や教員用 PC 配備によるセキュリティの強化、そして中学校給食の実施など、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組みました。

5 青少年施策の充実

平成 23 年 7 月に武蔵野プレイスが開館します。各種スタジオを整備するなど、青少年が気軽に利用できる施設としての期待に応えられるよう、準備を進めています。

市では子どもたちが自然に触れる機会を大切にしています。むさしのジャンボリー事業を地域と共に実施したほか、平成 20 年度に開設した「境冒険遊び場公園」ではプレーパーク事業を開始しました。

子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう、学童クラブの学校内への移転を進めました。平成 22 年度に井之頭こどもクラブと境南こどもクラブが校内移転し、これで全 12 校中 11 校の校内移転が実現します。また、平成 22 年度より私立や国立の小学校に在籍している児童などについても学童クラブの利用を可能にしたほか、地域子ども館と学童クラブの連携について、「小学生の放課後施策推進協議会」を設置し、協議・検討をはじめました。

そのほか、土曜学校や国際交流事業など、子どもたちが様々な経験、体験をしながら学び、成長していけるよう取り組みを充実しました。

6 生涯学習施策の拡充

市民が自らの意思に基づいて、多様に学び、参加できる生涯学習の機会の拡充に努めま

した。

武蔵野地域五大学による武蔵野地域自由大学は、市民の旺盛な学びの意欲に応じています。修了講座数により独自の学位記（称号記）を授与しており、平成 20 年度には初めて「市民博士」（50 講座以上修了）が誕生しました。

平成 23 年 7 月開館の武蔵野プレイスは、知的創造拠点として、西部図書館を移転拡充するとともに、武蔵野地域自由大学事業等を移管して実施します。その準備を行うとともに、地域アーカイブシステムの構築を開始しました。

また、図書館では現在新図書館電算システムの導入を進めています。新システムでは、資料検索等多様な情報提供や、インターネットによる予約等が可能となり、サービスの向上が期待できます。そのほか読書の動機づけ指導、子ども文芸賞等を実施して子どもの読書機会の拡充を図るなど、市民が読書の楽しさを実感できる機会を積極的に提供しました。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

この分野では、14 の基本施策による取組みを行いました。

1 持続可能な都市の形成

都市の持続可能性を考えた場合、経済発展と環境保全の両立は重要な要素となります。本市においても、持続可能な都市の形成に向けた取組みを充実しました。

環境負荷の少ない社会の実現のため、市立小中学校への太陽光発電設備設置をはじめ、家庭部門を対象に太陽光発電設備・太陽熱温水器、高効率給湯器の設置補助を実施するとともに、市民への啓発活動として、環境啓発ミニイベントや省エネセミナー、レジ袋削減プチエコキャンペーン、小中学生に向けた体験型環境教育などの取組みを積極的に進めました。

また、ごみの減量についても積極的に取り組みました。

全市民をあげてごみの減量に取り組んでいくため、ごみ減量キャンペーンを実施するとともに、月 10 トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対して指導・啓発を積極的に推進し、ごみ減量を強力に推進しました。これにより、平成 21 年度に目標であった一人当たりごみ排出量 700 g / 日を達成しました。現在は「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」に挑戦しています。

昭和 59 年に稼働を始めたクリーンセンターは、建て替えに向けて動き始めました。平成 21 年 12 月に「市の基本的な考え方」を決定し、平成 22 年度中に施設基本計画策定及び生活環境影響調査計画作成をします。

環境問題の解決は広域的な取組みが必要となりますが、一自治体として市民一人ひとりの行動を喚起するなど、今後一層取組みを推進していくことが必要です。

2 緑豊かな都市環境の創出

質の高い都市環境を維持していく取組みとして、市民との協働を進めながら、緑化の推進に努めました。

この間、中央通りさくら並木公園、境南中央公園など、公園・緑地を新設・拡充するとともに、新設にあたってはワークショップを開催するなど、市民との協働により施策を推進しました。

現在、緑のボランティア団体は 21 団体が活動しています。これらの団体による公園・緑地の維持管理を実施し、市民による緑化活動を推進しました。

また、公園緑地の整備拡充、街路樹の適正管理、千川上水整備計画の策定及び仙川水辺環境事業による水辺空間の再整備など、緑のネットワーク化を推進しました。

3 身近な自然の回復と保全

水と緑の豊かな自然の回復のため、仙川水辺環境整備計画（仙川リメイク）に基づき、仙川の最上流である自然生態系復活ゾーン等において自然護岸の親水整備を行いました。

また、平成 18 年に約 3.8km の区間が東京都から市へ移譲された千川上水は、生物や植物の現状、利用形態等現状を把握するとともに、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として多くの市民に親しまれるよう、整備の方向性を示した「千川上水整備基本計画」を平成 22 年度に策定しました。今後計画に基づいた整備を進めていきます。

4 農業の振興

都市の農地は、農産物の生産、供給のほか、農業体験機会の提供、災害時の避難場所、潤いをもたらす景観としての役割など多面的な機能、役割を持っています。このような観点から、農地保全、農業支援の取組みを進め、あわせて地産地消を推進しました。

こうのとりのベジタブル事業、農産物直売所マップの作成・配布、フレッシュサラダ作戦等の事業によって地産地消が浸透し、市内産農産物はほぼ毎日売り切れる状態となっています。今後は組織的な販売経路を確保し、さらに取り組みを進めていきます。

また、環境に配慮した農業を支援するため創設した補助制度を積極的に活用し、安全・安心な農業の振興を推進したほか、登録農地制度による農家との農地保存協定の締結、農業者の認定制度の開始と認定者への補助や経営改善支援などを通じ、市内の農業が今後も継続していくよう、制度の充実を図りました。

しかし、このような取組みにもかかわらず、農地は平成 11 年の 56,818 m²から約 30%、17,092 m²減少し、平成 21 年には 39,726 m²となっています。農地の保全は難しい課題ですが、引き続き支援を継続していくことが必要です。

5 商工業の振興

本市は都内有数の商業地である吉祥寺も含めて、多くの中小事業者が商工業を支えています。地域ごとの特色を踏まえながら、商工業の振興に努めました。

市内での多様な起業を支援するため、創業者に対する融資あっせん・保証料補助の制度を創設したほか、小規模企業者資金融資あっせん制度の拡大、プレミアム商品券の発行などを積極的に展開し、中小企業に対する支援を充実しました。

さらに、新・元気を出せ商店街事業を実施、ウエルカムキャンペーンやスタンプ事業、イルミネーション事業補助など、地域の特性を活かしながら商工業の活性化を図りました。

伊勢丹の撤退とコピス吉祥寺のオープン、アトレの全面改装などのリニューアルが進む吉祥寺、大型マンション建設が行われた三鷹駅北口、そして鉄道連続立体交差化事業により南北一体化が実現した武蔵境、三駅を中心とした大きな動きを見据えながら、それぞれの特性に応じた活性化事業を推進しました。

6 都市観光の推進

市民、来街者が共に楽しめる都市観光を目指し、その推進拠点として平成 22 年 7 月に観光推進機構を設立しました。今後、観光推進機構を中心とした情報の集約・整理・発信を行っていきます。

また、開発事業者、地域の商業者、市民との協働により、緑化、街路灯、ストリートファニチャーによる景観整備を進めました。様々な主体との協働によるまちづくりを推進することで、都市の魅力を育んでいます。

本市における観光は、名所・旧跡を見物するだけでなく、多様な都市の魅力を楽しむ都市観光であると言えます。隣接都市との連携も推進しながら、引き続き都市観光の推進を図っていきます。

7 真に豊かな消費生活の推進

市民が豊かな消費生活を送れるよう、消費生活講座をさらに充実させるとともに、中学校、福祉事業所・施設等からの要請による出前講座を積極的に実施し、消費者教育を推進しました。

この間、振り込め詐欺に代表される、悪質商法被害が多く発生しました。対策として、各種媒体を活用した情報提供や、被害防止キャンペーンなどによる啓発活動を行いました。

また、相談員の実務研修会等受講や消費生活関連図書の充実などにより、相談事業の質を向上しました。

8 防犯性の高い快適なまちづくり

3台のパトロールカーにより巡回パトロールを行うホワイトイーグルと、市民68名からなる武蔵野市市民安全パトロール隊とが、市を通じて防犯情報を共有しながら活動を実施しています。市民とともに防犯活動に取り組むことで、住民相互のつながりを深め、地域の防犯力を向上しています。平成20年度からはホワイトイーグルの巡回時間を1時間延長し、また土曜日の巡回パトロールを開始しました。

また、吉祥寺駅周辺でつきまとい、勧誘等に対する指導を行っているブルーキャップは、11人体制により、引き続き高い防犯力を発揮しています。

快適な生活環境の確保のため、公害や有害化学物質の発生防止に取り組みました。市内各地での有害化学物質の発生状況の監視や、大気汚染の状況の常時測定及び事業者への指導の徹底を図りました。

そのほか、環境浄化の取り組みとして、市民及び事業者と協働で喫煙マナーアップキャンペーンや落書きの除去活動を実施しました。

9 防災態勢の強化

防災態勢を高め、市民の安全を確保することは、行政の最重要課題の一つです。基盤の強化に努めるとともに、地域の自主防災力の強化を支援しました。

市内における防火水槽の充足率は94%となったほか、平成19年度に整備を完了した災害時の避難所(20か所)の給水体制の維持管理を計画的に進めました。備蓄食糧は避難想定者数に基づき計画的に整備しているほか、市立小中学校での独自の備蓄も平成21年度から実施しています。

災害時に地域で活動する自主防災組織は、現在27団体が活動しています。平成21年度には「避難所運営の手引き」を作成し、課題を整理しました。自主防災組織同士の連携については、連絡協議会の設立には至っていないものの、「自主防災ニュース」を発行するなど、情報の共有化を図っています。

災害以外の危機管理については、武蔵野市国民保護計画に基づき各関係機関と連携体制を確立しています。平成21年度に大流行した新型インフルエンザに対しては、武蔵野市新型インフルエンザ対応マニュアル及び弱毒性新型インフルエンザ対応要領を作成し、関係機関と合同で訓練を実施しました。

10 市民活動の活性化と協働の推進

武蔵野市では、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニティづくりが行われてきました。平成20年8月には第六期武蔵野市コミュニティ市民委員会を設置し、市民間の連携を支え、より進化したコミュニティのあり方等を検討しました。最終報告では、人と人をつないで様々な活動が生じる土台をつくること、そして、団体と団体をつなぎ地域の活動を促進すること、この2つの「つなぐ」活動を継続し、

地域の力を高めることを提言しています。

また、住民が行なう公益活動の支援として、NPO法人の事業に対する補助予算額を増額して支援を強化したほか、平成20年度より「特定非営利活動法人 武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク」に市民協働サロンの管理運営等を委託し、市民協働サロンに常勤のコーディネーターを配置しました。

そのほか、平成20年度より団塊世代地域発見推進事業を実施、平成21年度には団塊シニア世代に働きかけるプラットフォーム組織「シニアネットむさしの（任意団体）」を設立するなど、団塊世代等の参画支援に向けた各種事業も実施しています。

今後、武蔵野プレイス内に、NPOをはじめとする市民活動団体の活動・交流・連携等を支援する「NPO・市民活動サポートセンター（仮称）」を整備し、市民活動の一層の活性化を支援していきます。

地域のつながりの希薄化が懸念される中、孤立しがちな市民を見守るコミュニティの役割に対する期待が高まっています。多様なコミュニティが育ち、発展していけるよう、今後も行政による支援を積極的に行っていくことが必要です。

11 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けた取組みも推進しました。

平成21年3月に武蔵野市第二次男女共同参画計画を策定するとともに、本計画の進捗管理のためのアクションプランを策定し、推進について検討・審議するための市民会議を設置しました。

むさしのヒューマン・ネットワークセンターについては、専門的人材であるセンター長を配置し、機能整備や人材育成に向けた各種事業を実施しています。

男女平等情報誌「まなこ」は、編集体制の見直しや発行回数の減がありましたが、DV関連情報の毎号掲載など、社会環境に即した充実した誌面づくりを行なうとともに、新しい働き方や創業・起業の支援等についても情報を提供しました。また、返信用ハガキを綴じ込み、市民の方からの意見・感想等の反映にも努めました。

12 都市・国際交流の推進

国内都市交流・協力の推進として、市民交流ツアーのほか、美術館作品展の相互展示、劇団の公演、写真展・作品展などを開催し、互いの芸術文化等の資源を活用した交流を実施しました。また、武蔵野市を含めた10の友好都市で構成する武蔵野市交流市町村協議会にて、隔年開催の首長会議（サミット）と職員研修会を実施し、連携を強化しました。

一方、国際交流・協力の推進につきましては、平成22年4月、当初任意団体であった国際交流協会（MIA）を公益財団法人化し、体制を強化しました。国際交流協会では、外国人市民に対する情報提供や相談事業の実施、留学生支援策の実施等、積極的な事業を展開しています。

第四期基本構想に掲げた「都市の窓を開こう」の理念のもと、相互理解、相互交流の促進に努めました。

13 生涯スポーツの振興

スポーツ指導者の育成を支援するため、各競技団体が行う指導者育成講習会及び研修等に対して補助を行いました（平成 21 年度 28 団体）。

また、市民が誰でも自由に参加できる事業としてファミリースポーツフェア、市民スポーツフェスティバル、市民スポーツデーを実施したほか、ニュースポーツの講習会を年間 100 回以上実施するなど、市民が自由に身体を動かし、多様なスポーツに取り組むことができる環境づくりを推進しました。

スポーツ施設は、平成 20 年度にテニスコートを全面改修するとともに、緑町スポーツ広場を新たに設置しました。

市民の健康に対する意識の高まりにより、スポーツに親しむ市民が増えています。行政としては、スポーツに親しむ機会の提供、きっかけづくりを続けるとともに、今後、総合体育館を中心に学校、コミュニティセンターとの連携も視野に入れたスポーツ施設のネットワーク化について検討を進めていきます。

14 特色ある市民文化の発展

市民生活の中で育まれた多様な文化が、今後ますます発展していくよう、市としての取組みを進めました。

武蔵野プレイスは、その企画・運営を市民参加により推進していきます。利用者の意見を施設の運営に反映させるため、「武蔵野プレイス運営サポート会議（仮称）」の設置を予定しており、その準備を進めました。

市民文化会館や吉祥寺美術館、公会堂等の公共施設については、それぞれの特色を生かしながら市民文化の発展を支えています。施設維持管理を適正に行っているところですが、老朽化が進んでいる施設については、今後、公共施設全体の在り方を検討する中で、今後の方向性を検討していくことが必要です。

IV 都市基盤

この分野では、12 の基本施策による取組みを行いました。

1 連携・協働が支える信頼のまちづくり

公私協働のまちづくりを武蔵野市のまちづくりの体制として確立するとともに、多様な主体が役割を担い、互いに協力してまちづくりを進めていくことを明確に位置づけるため、平成 20 年度にまちづくり条例を制定（平成 21 年 4 月 1 日施行）しました。この条例に

より、まちづくりや、ビジョン策定における市民参加の手続きが定められるなど、住民主体のまちづくりが明確に定められました。

また、都市マスタープラン（平成 12 年 6 月策定）については、プラン策定後にまちづくりを取り巻く情勢も大きく変化していることから、これからの本市の目指すべき都市像を明らかにし、都市計画に関する基本の方針を定めるため、平成 22 年度中に改定を行います。

このほかにも、安全で秩序あるまちづくりの推進のために、建築確認における中間・完了検査の受検を促すとともに平時より現場パトロールを実施し、違反が発見された際には即時是正指導を行うなど取組みを強化しました。

2 地域の特色を活かすまちづくりの推進

地区計画や地区まちづくり計画等の都市計画や、まちづくり条例に基づく取組みを支援し、市民が主体となった地域の特性等に配慮したまちづくりを推進しました。

本市では緑を大きな景観の要素と考え、街路樹や植樹帯など緑を活かしたまちづくりを進めていますが、緑以外でも電線類地中化や舗装のカラー化、装飾街路灯の設置など、平成 21 年度に策定した景観整備路線事業計画に基づき、地域特性を活かした景観形成を進めました。

また、地域の景観の維持・保全に向けて、歩行者の通行を妨げる路上看板についても、武蔵野警察署等と連携した取締りや指導を継続的に行いました。特に吉祥寺駅周辺では苦情等も多いことから、毎月 1 回、武蔵野警察署や地元商店会と合同でパトロールを実施しました。

3 利用者の視点と発想を重視するまちづくり

ユニバーサルデザインによるまちづくりを実現するため、武蔵野市交通バリアフリー基本構想（平成 15 年 3 月策定）に基づき、公共交通機関や道路等のバリアフリー化を着実に推進しました。

武蔵野市交通バリアフリー基本構想については、平成 22 年度中の改定を予定しています。これまでの施設に加え、建築物や都市公園をバリアフリー計画の対象にするとともにソフト面の施策の充実を図り、高齢者や障害者なども含めたすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の促進を目指します。

まちづくりへの環境共生理念の導入に向けた取組みとしては、ヒートアイランド現象緩和を目的として、駅周辺の幹線道路や商店街などを対象に道路の遮熱性舗装を試験施工したほか、地下水の涵養を図るため、生活道路への透水性舗装の導入も進めました。

公共施設については、FM(ファシリティマネジメント)手法を取り入れ、大規模施設、学校施設、その他すべての既存市有施設について、計画的な劣化予防保全や機能的改良保全を図りながら長寿命化に努めました。

4 上水道の整備・充実

本市は市内の深井戸から供給される地下水が豊富であり、おいしい水の供給が可能となっています。平成 20 年度に 3 箇所深井戸の掘替え等を行ったことで取水量が約 7% 増加し、地下水 80%、都水 20% の割合となりました。

また、管路未整備路線の新設、老朽管の更新、出水不足地域の解消等、口径 50 mm 以下のビニル管の布設替え工事を実施し、水の安定供給に努めるとともに耐震性の向上を図りました。

水道料金については、東京都分水料金の改定に伴い、平成 22 年 4 月に基本料金を引き上げるとともに、平成 23 年 4 月からは従量料金の一部新設を行うことといたしました。

5 下水道の再整備

昭和 27 年に事業着手し、昭和 40 年代に集中的に整備した本市の下水道施設は老朽化が進んでおり、更新も含めた維持管理を計画的に進めていく必要があります。また、都市型浸水や新たな水循環システムの確立など、下水道の抱える多様な課題の解決に向け、平成 20 年度に下水道総合計画を策定しました。計画では、短期（5 年）、中期（10 年）、長期（20 年）の各期間に重要な事業を位置づけ、その取組みを進めています。

耐震化への取組みとしては、地震災害時に学校等の主要な避難施設からの排水を維持することを目的に、下水道幹線へ接続する管路の耐震化を実施しました。平成 21 年度には一定の耐震化が完了しています。

河川に流入する下水道排水の改善のため、平成 25 年度の完成を目途に、吉祥寺東町一丁目及び四丁目に合流式下水道改善事業として貯留施設を計画しています。このことにより、雨天時において未処理下水が河川に放流される問題が改善され、環境への負荷を低減することができます。

近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる、局所的な集中豪雨が多く発生しています。大雨時に敷地からの雨水流出を抑制し、浸水地区の削減を図るため、市内小中学校の校庭に雨水貯留浸透施設を設置しています。平成 22 年度末で 9 校に設置しました。また、地下水の涵養のため雨水浸透枳や透水性舗装の整備も推進しています。

6 道路ネットワークの整備

歩車共存の生活道路において、歩行者、自転車、自動車が快適かつ安全に移動できる環境整備に向けて、人にやさしいみちづくり事業を進めました。この事業により、生活道路の交通量減少や通過速度の抑止など一定の成果が上がっています。また、幅員 4 m 未満の狭あい道路について、建築確認や路線改修に合わせて拡幅整備を進めました。

武蔵境駅周辺では、鉄道連続立体交差事業に伴って南北・東西方向の都市計画道路の整備が進み、三鷹駅周辺では、三鷹駅と井の頭公園を結ぶ都市計画道路について、用地買収

が進みました。

また、道路整備に関しても住民参加による取組みが着実に進展しました。武3・3・6号線（調布保谷線）では、環境施設帯の整備内容について沿線住民とともに検討を行う調布保谷線環境施設帯検討協議会を開催しています。東京外郭環状道路は地下方式に都市計画変更され、平成21年に事業化されましたが、外環整備に関する地域の課題に関して、課題ごとに対応の方針を検討するため地域課題検討会を開催しました。外環の2についても、平成21年から必要性やあり方について地域住民との話し合いの場が設けられています。

7 安全で円滑な交通環境の整備

車両のスムーズな通行を確保するため、右折待ち車両による渋滞解消を目的とした第2次交差点すいすいプラン（拡幅事業）を市内の3箇所の交差点で進めるとともに、客待ちタクシーや違法駐車対策として中央線上にカラーポールを設置するなど、関係機関と連携した取組を進めました。

市民が自転車を快適に使用でき、また歩行者が安心して自転車と共存できるよう、自転車対策は多方面に渡る施策を展開しました。

自転車通行環境の整備として、かえで通りを自転車通行環境整備のモデル地区とし、三鷹市と連携して自転車道を整備、平成22年4月に全線開通しました。また、自転車等総合計画や三駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づき、鉄道事業者や商店会と協議しながら、自転車駐車場の整備を進めました。

自転車利用者に対する啓発活動として、武蔵野警察署と連携し、市内3駅周辺の街頭で自転車マナーアップキャンペーンを行ったほか、自転車安全利用講習会等を実施し、ルール・マナーの向上を図りました。

なお、本市が平成2年に条例化し、全国に先駆けて実施してきた違法駐車防止指導事業につきましても、道路交通法の改正に伴って開始された駐車監視員制度が、平成21年4月1日より東京都内全域にもその監視区域を拡大したことから、その役目を終えることとなり、平成20年度をもって終了いたしました。

8 住宅施策の総合的展開

計画的に住宅政策を進めるため、住宅マスタープランの改定作業を進めるとともに、総合的に施策を推進しました。

高齢者の入居支援では、協力不動産店をリスト化して情報提供を行ったほか、保証料の助成や見守りサービスも実施し、安心して住み続けられるよう事業を推進しました。

良質な住まいづくりへの支援として、分譲マンションの維持管理や改修・建替え等に関する無料相談会、セミナーの実施や、アドバイザー派遣を実施しました。

安全・安心な住まいづくりに向けた支援では、平成17年度から21年度にかけて住まいの防犯助成制度を実施しました。防犯性の高い錠の取付けや防犯ガラスへの交換等を支援

し、住宅の防犯性能の向上を図りました。

また、環境に配慮した住まいづくりの支援も推進しました。おひさま発電キットなどのエコライフ体験機器の貸し出しを行うとともに、従来は貸出しを行っていた雨水タンクについては平成 21 年度から購入助成制度に移行し、一層の普及を目指しています。

市営住宅については、老朽化の著しい 2 住宅(38 戸)を建て替え、他の老朽化している 2 住宅(72 戸)については大規模改修を実施しました。

そのほか、平成 15 年度から事業が行われている都営武蔵野緑町二丁目第 3 アパートでは、平成 22 年度の工事完了に向けて事業が進められています。

9 住宅とまちの防災対策の推進

災害に強い都市基盤の整備を進めるため、新たに既存市有施設 3 施設の耐震診断を実施しました。補強が必要と診断された 2 施設については平成 22 年度中に補強を完了します。

災害時に被害の拡大を防ぐためには、防災空間の確保が重要です。西調布境橋線沿線地区計画の用途地域の見直しや、住宅戸数密度の改善、建物の不燃化を促進しました。

市内既存建築物の耐震性強化を促進するため、耐震性無料相談窓口、民間建築物耐震診断助成制度、安全にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度を実施し、窓口も住宅対策課に一本化するなど、利便性の向上を図りながら、積極的に取組みを進めました。

既存雑居ビルに対しては、防災対策強化のため消防との駅周辺合同査察を年 2 回実施したほか、営業許可の際に、建築基準法上の維持管理に係る不良箇所に対して警察・保健所・消防と協力して是正を指導するなど、防災安全対策の指導を行いました。

震災復興マニュアルの作成については、都市、住宅、くらし、産業の復興など防災部局を中心とした全庁的な取組のもと、武蔵野市地域防災計画と整合を図りながら進める必要があります。策定に向けて、現在他区市の都市基盤部局と都市の復興について研究を進めています。

10 吉祥寺圏の整備

吉祥寺圏は現在、大きな動きの只中にあります。主な動きを見ると、永らくまちの顔の一つであった伊勢丹が平成 22 年 3 月に撤退、その跡地にコピス吉祥寺がオープンしました。平成 22 年 9 月にはアトレ吉祥寺がオープンし、吉祥寺駅は大規模な改良工事がはじまっています。京王駅ビルも平成 22 年度中に建て替え工事が始まる予定です。

このような中、本市は吉祥寺グランドデザインに基づいた取組みを着実に進めました。

吉祥寺の魅力である回遊性の向上のため、市は吉祥寺駅改良工事にあわせた既存の南北自由通路を拡幅・直線化する協議を進め、JR、京王電鉄、本市の 3 者による覚書・協定を締結しました。

また、吉祥寺駅周辺の荷捌き車両については、平成 20 年 8 月に「吉祥寺方式物流対策委員会」を設置しその対策を検討しています。平成 23 年 2 月より共同集配送事業の開始

を予定しています。

駅周辺の自転車駐車場については、大正通り北自転車駐車場（平成 20 年度）、吉祥寺パーキングプラザ公共自転車駐車場（平成 21 年度）、吉祥寺大通り北自転車等駐車場（平成 22 年度）を整備するとともに、路上駐輪場を閉鎖、歩行空間を確保しました。

イースト吉祥寺（東部地区）において、地区のビジョンに基づくまちづくりを進めるため、地元関係者が主体となって協議会を設置し、居住環境の改善やエリアの活性化を目指した住民提案型の地区計画を検討しました。

北口ハモニカ横丁は吉祥寺の特徴的なスポットとして賑わいがありますが、防災上の危険が懸念される状態にあり、抜本的な解決に至っておりません。防災性の向上を念頭に、引き続きライフラインとなる基盤整備などについて、関係者と協議を進めていきます。

また、吉祥寺南口駅前交通広場の整備については、広場整備、道路整備に向けた用地取得を進めました。現在用地取得率は 25.3% であり、引き続き取組みを進めます。

11 中央圏の整備

三鷹駅北口は、超高層マンションの建設があり、これとともに周辺道路整備や空間確保、自転車駐車場の設置が行われたことで、駅周辺が大きな変貌を遂げました。

この間の市が行った取組みでは、まず三鷹駅周辺について、将来の高度利用を踏まえて迂回路としての機能をもつ補助幹線道路の整備を進めました。これにより、計画的な土地利用及び駅前広場の通過交通の排除が期待されます。

また、自転車等総合計画や三鷹駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づき、鉄道事業者や商店会と協議しながら自転車駐車場の整備を進めました。平成 21 年度に「武蔵野タワーズ地下公共自転車駐車場」を開設し、この整備に合わせて路上駐輪場を閉鎖して歩行空間を確保しました。

かたらいの道を中央圏の主軸となる歩行者・自転車優先の道路と位置づけ、道路の景観整備を進めました。平成 6 年度から事業を進めており、残事業は 1 街区（約 50m）のみとなっています。

木造密集地（西久保 2・3 丁目）については、都市マスタープランの方針に基づき、建築物の耐震性、耐火性を向上しつつ、緊急車両の活動や避難経路を確保するため、狭あい道路や公園緑地などの公共空間の拡充、整備事業を推進しています。

なお、三鷹駅北口周辺地区全体に及ぶ都市機能の配置や活性化などについては、平成 22 年度に改定する都市マスタープランの方針に基づきながら、今後検討を行っていきます。

12 武蔵境圏の整備

武蔵境地域では高架化に伴う南北一体のまちづくりが進められています。

西武多摩川線の高架化工事は平成 18 年 12 月に、JR 中央線の三鷹～国分寺間高架化工

事は平成 21 年 12 月に完了しました。今後は、市民と市の意向を踏まえた新駅舎を建設するとともに、回遊性の高い賑わいのある駅前空間を創出するため、駅舎連続施設の整備が進められます。また、鉄道高架下の有効活用を求め、J R はじめ関係機関との間で協議が続けられています。

鉄道の高架化に伴う都市基盤の整備も進展を見せています。北口駅前広場の再整備、高架側道や南北を結ぶ都市計画道路等の整備を着実に実施しました。

武蔵野プレイス及び北側に連続する公園を含む一帯について、文化創造と豊かな緑をコンセプトに整備を進め、積極的に武蔵境のまちの魅力づくりを進めました。

また、仙川水辺環境整備計画（仙川リメイク）に基づき、最上流である自然生態系復活ゾーン等において自然護岸の親水整備を行うとともに、良好な水辺環境を創出しました。

なお、武蔵境駅周辺については、第五期基本構想・長期計画の期間内に基盤整備が一定完了する予定となっています。

V 行・財政

この分野では、5つの基本施策による取組みを行いました。

1 市民パートナーシップの積極的推進

市と市民、事業者などの役割分担を見直すため、平成 20 年 4 月に「武蔵野市市民協働ハンドブック」を作成し、本市における協働のルールを取り決めました。また、公と民の適切な役割分担のもとに事業実施主体を選択する基準として、平成 21 年 7 月に事務事業・補助金見直しの基準を策定しました。

市民協働サロンでは、平成 21 年度より「特定非営利活動法人武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク」へ協働推進事業やパートナーシップ啓発事業の企画・運営を委託し、市民活動を支える人材を育成するなど積極的な市民活動に対する支援を行いました。

また、市民による市政参加の拡大に資するため、平成 20 年 4 月に公募市民の選考方法を明確化しました。個別計画を策定する際など、この選考方法に基づいた市民公募を実施しました。

また、市民参加の拡大を図る取り組みとして、市ホームページに「市民参加」のメニューを設け、委員の公募、委員会の開催などの情報をわかりやすく提供するとともに、事業の計画段階からパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聴取し、その反映を図りました。

なお、市民による市政参加のツールとして使用してきた電子会議室については、パブリックコメントの仕組みが社会に定着したことなどから利用実績がなくなったため、閉鎖しました。

2 市民ニーズに応えるサービスの提供

サービスの向上のため、ITの活用を進めました。電子申請の利用件数は平成20年度1,071件、平成21年度1,266件となり、利用が進んでいます。市税の電子申告対応について、法人市民税と固定資産税（償却資産）の平成23年度導入を目指し検討を進めました。

行政サービスの提供機会の拡大のため、平成20年度より中央市政センターにおいて毎月第2・4日曜日の午前9時～午後4時に休日開庁を実施するとともに、自動交付機も市内4ヶ所に設置完了しました。また軽自動車税についてコンビニ収納を開始したほか、水道料金についてはコンビニに収納の他にクレジットカード払いも開始するなど、利便性を向上いたしました。

そのほか、平成21年度より市ホームページ上の「よくある質問」を充実し、市民がいつでもどこでも必要な情報を取り出せる仕組みを拡充しました。

3 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

市民に向けた情報発信が効果的に行われているかどうかを検証するため、市民を対象とした広報媒体の利用実態調査や広報専門家による評価を行う「武蔵野市広報効果測定」を実施するとともに、市ホームページの各ページ上に利用者の評価や意見を集める機能を導入しました。

市政情報の伝達手段の中核となる市報は、確実に市民の手許に届くよう、平成19年度から全戸配布を始めました。

情報セキュリティの徹底については、セキュリティ・ポリシーの見直しを行い、その遵守のため情報セキュリティ研修を実施しました。そのほか、情報資産に対する情報セキュリティ対策が適正に実施されているかを検証し、情報セキュリティマネジメント水準の維持・向上を図ることを目的として、内部監査を実施しました。

しかし、平成22年3月1日及び22年9月3日に市税滞納者名寄台帳の紛失が続けて発覚するという事態が起きました。情報セキュリティの徹底に取り組んでいる最中のできごとであり、市民の大切な個人情報をお預かりする市役所として、市民の信頼を失墜させるものであると重く受け止めております。職員の意識向上はもとより、ハード面でのセキュリティ向上など、総力を挙げて情報セキュリティの徹底に努めてまいります。

4 健全な財政運営の維持

本市は健全な財政運営を続けていますが、社会保障費の増加や、都市インフラの再整備など、今後歳出の増加が予想されます。将来にわたって健全な財政運営を維持するよう、受益者負担の適正化や事務事業の見直し等に取り組みました。

使用料・手数料の見直しについては4年ごとに定期実施しており、平成21年度に一部

改定を行いました。また、ホームページにバナー広告を掲載し広告料を徴収するとともに、「季刊むさしの」等の広報誌に広告を掲載することで発行にかかるコストダウンを図りました。

個別事務事業評価については、平成 21 年 7 月に策定した事務事業・補助金見直しの基準に基づいて見直しを実施し、予算と連動した事務事業評価を実施しました。

また、全ての市有施設について、計画的な劣化予防保全・機能的改良保全および耐震化を図りながら長寿命化に努めるとともに、平成 21 年度より「公共施設の配置在り方検討委員会」を設置し、市有施設の配置の在り方を検討しました。

そのほか、財政援助出資団体を適切に指導監督するため、平成 20 年度に指導監督の基本方針を策定し、この方針に基づいて財政援助出資団体経営改革プランの見直しを行いました。

5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営

市の経営力の向上に資するため、自治大学校への職員派遣、自治体経営研修、政策課題研修等への受講推薦、経営シミュレーション研修を実施するとともに、職員の能力や成果を適正に判断できるような人事評価制度の見直しを行い、その評価に応じた給与制度を導入しました。

また、市のミッション達成のために必要とされる職務行動と、その背景にある価値観を職員全員が共有するため、「武蔵野市職員行動指針」を定めました。今後この指針を踏まえた人材育成基本方針を策定し、本市の人事制度全般のあり方を定めていきます。

業務の民間委託化も推進しました。給食業務を一般財団法人給食・食育振興事業団へ、保育園業務の一部を一般財団法人武蔵野市子ども協会へと委託化を進め、さらに指定管理者制度については、平成 21 年 2 月に「指定管理者制度導入に係る基本方針」を策定、現在まで 45 施設に導入しました。

職員定数の適正化も着実に進めました。平成 19 年度からの 3 ヶ年で行われた第 4 次職員定数適正化計画の実施により、100 名の定数削減を実現し、平成 22 年度から 3 ヶ年を計画期間とした第 5 次職員定数適正化計画では、技能労務職の順次廃止、業務の一部切り出し（外部化）を行い、必要な部署には機動的職員配置を行うこととしています。